

汚職・賄賂の刑事事件の処理における法律の適用の若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈（日本語訳）

出典：最高人民法院ウェブサイト掲載「最高人民法院 最高人民检察院关于办理贪污贿赂刑事案件适用法律若干问题的解释」（法释〔2016〕9号、2016年4月18日公布・施行）

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/19612.html>

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

【原文】为依法惩治贪污贿赂犯罪活动，根据刑法有关规定，现就办理贪污贿赂刑事案件适用法律的若干问题解释如下：

【訳文】汚職・賄賂犯罪活動を法に基づき処罰するため、刑法の関係規定に基づき、汚職・賄賂の刑事事件の処理における法律の適用の若干の問題について、次のとおり解釈する。

第一条

【原文】贪污或者受贿数额在三万元以上不满二十万元的，应当认定为刑法第三百八十三条第一款规定的“数额较大”，依法判处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金。

【訳文】汚職又は収賄の金額が3万元以上20万元未満であるときは、刑法第383条第1項に規定する「金額が比較的大きい」場合に当たると認定し、法に基づき3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科しなければならない。

【原文】贪污数额在一万元以上不满三万元，具有下列情形之一的，应当认定为刑法第三百八十三条第一款规定的“其他较重情节”，依法判处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金：

【訳文】汚職の金額が 1 万元以上 3 万元未満であり、かつ、次に掲げる事情のいずれかがあるときは、刑法第 383 条第 1 項に規定する「その他の比較的重い情状」に当たると認定し、法に基づき 3 年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科しなければならない。

【原文】（一）贪污救灾、抢险、防汛、优抚、扶贫、移民、救济、防疫、社会捐助等特定款物的；

【訳文】（1）災害救助、緊急救難、防災・洪水対策、優遇・弔慰、貧困扶助、移住、救済、防疫、社会寄附等の特定の金銭又は物品を横領したとき。

【原文】（二）曾因贪污、受贿、挪用公款受过党纪、行政处分的；

【訳文】（2）汚職、収賄又は公金流用により党の規律による処分又は行政処分を受けたことがあるとき。

【原文】（三）曾因故意犯罪受过刑事追究的；

【訳文】（3）故意犯罪により刑事責任を追及されたことがあるとき。

【原文】（四）赃款赃物用于非法活动的；

【訳文】（4）不正に得た金銭又は物品を違法な活動に用いたとき。

【原文】（五）拒不交待赃款赃物去向或者拒不配合追缴工作，致使无法追缴的；

【訳文】（5）不正に得た金銭又は物品の行方を供述することを拒み、又は追徴の業務に協力することを拒み、追徴することができなくなったとき。

【原文】（六）造成恶劣影响或者其他严重后果的。

【訳文】（6）悪質な影響又はその他の重大な結果を生じさせたとき。

【原文】受贿数额在一万元以上不满三万元，具有前款第二项至第六项规定的情形之一，或者具有下列情形之一的，应当认定为刑法第三百八十三条第一款规定的“其他较重情节”，依法判处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金：

【訳文】収賄の金額が1万元以上3万元未満であり、かつ、前項第2号から第6号までに規定する事情のいずれか又は次に掲げる事情のいずれかがあるときは、刑法第383条第1項に規定する「その他の比較的重い情状」に当たると認定し、法に基づき3年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科しなければならない。

【原文】（一）多次索贿的；

【訳文】（1）繰り返し賄賂を要求したとき。

【原文】（二）为他人谋取不正当利益，致使公共财产、国家和人民利益遭受损失的；

【訳文】（2）他人のために不正な利益を図り、公共の財産、国家及び人民の利益に損失を被らせたとき。

【原文】（三）为他人谋取职务提拔、调整的。

【訳文】（3）他人のために職務の昇進又は異動を図ったとき。

第二条

【原文】贪污或者受贿数额在二十万元以上不满三百万元的，应当认定为刑法第三百八十三条第一款规定的“数额巨大”，依法判处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金或者没收财产。

【訳文】汚職又は収賄の金額が20万元以上300万元未満であるときは、刑法第383条第1項に規定する「金額が巨大である」場合に当たると認定し、法に基づき3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金又は没収財産を併科しなければならない。

【原文】贪污数额在十万元以上不满二十万元，具有本解释第一条第二款规定的情形之一的，应当认定为刑法第三百八十三条第一款规定的“其他严重情节”，依法判处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金或者没收财产。

【訳文】汚職の金額が 10 万元以上 20 万元未満であり、かつ、この解釈第 1 条第 2 項に規定する事情のいずれかがあるときは、刑法第 383 条第 1 項に規定する「その他の重い情状」に当たると認定し、法に基づき 3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、罰金又は没収財産を併科しなければならない。

【原文】受贿数额在十万元以上不满二十万元，具有本解释第一条第三款规定的情形之一的，应当认定为刑法第三百八十三条第一款规定的“其他严重情节”，依法判处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金或者没收财产。

【訳文】収賄の金額が 10 万元以上 20 万元未満であり、かつ、この解釈第 1 条第 3 項に規定する事情のいずれかがあるときは、刑法第 383 条第 1 項に規定する「その他の重い情状」に当たると認定し、法に基づき 3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、罰金又は没収財産を併科しなければならない。

第三条

【原文】贪污或者受贿数额在三百万元以上的，应当认定为刑法第三百八十三条第一款规定的“数额特别巨大”，依法判处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑，并处罚金或者没收财产。

【訳文】汚職又は収賄の金額が 300 万元以上であるときは、刑法第 383 条第 1 項に規定する「金額が特に巨大である」場合に当たると認定し、法に基づき 10 年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処し、罰金又は没収財産を併科しなければならない。

【原文】贪污数额在一百五十万元以上不满三百万元，具有本解释第一条第二款规定的情形之一的，应当认定为刑法第三百八十三条第一款规定的“其他特别严重情节”，依法判处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑，并处罚金或者没收财产。

【訳文】汚職の金額が 150 万元以上 300 万元未満であり、かつ、この解釈第 1 条第 2 項に規定する事情のいずれかがあるときは、刑法第 383 条第 1 項に規定する「その他の特に重い情状」に当たると認定し、法に基づき 10 年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処し、罰金又は没収財産を併科しなければならない。

【原文】受贿数额在一百五十万元以上不满三百万元，具有本解释第一条第三款规定的情形之一的，应当认定为刑法第三百八十三条第一款规定的“其他特别严重情节”，依法判处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑，并处罚金或者没收财产。

【訳文】収賄の金額が 150 万元以上 300 万元未満であり、かつ、この解釈第 1 条第 3 項に規定する事情のいずれかがあるときは、刑法第 383 条第 1 項に規定する「その他の特に重い情状」に当たると認定し、法に基づき 10 年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処し、罰金又は没収財産を併科しなければならない。

第四条

【原文】贪污、受贿数额特别巨大，犯罪情节特别严重、社会影响特别恶劣、给国家和人民利益造成特别重大损失的，可以判处死刑。

【訳文】汚職又は収賄の金額が特に巨大であり、犯罪の情状が特に重く、社会的影響が特に悪質であり、国家及び人民の利益に特に重大な損失を与えたときは、死刑に処することができる。

【原文】符合前款规定的情形，但具有自首，立功，如实供述自己罪行、真诚悔罪、积极退赃，或者避免、减少损害结果的发生等情节，不是必须立即执行的，可以判处死刑缓期二年执行。

【訳文】前項に規定する場合に該当するが、自首、功績、自己の犯罪事実のありのままの供述、真摯な悔悟、積極的な不正所得の返還、又は損害結果の発生回避若しくは軽減等の情状があり、直ちに執行しなければならないものでないときは、死刑に処し、2 年間その執行を猶予することができる。

【原文】符合第一款规定情形的，根据犯罪情节等情况可以判处死刑缓期二年执行，同时裁判决定在其死刑缓期执行二年期满依法减为无期徒刑后，终身监禁，不得减刑、假释。

【訳文】第 1 項に規定する場合に該当するときは、犯罪の情状等の状況に応じて、死刑に処し 2 年間その執行を猶予するとともに、その 2 年間の執行猶予期間の満了により法に基づき無期懲役に減刑された後は終身監禁とし、減刑及び仮釈放をしない旨を裁判において決定することができる。

第五条

【原文】挪用公款归个人使用，进行非法活动，数额在三万元以上的，应当依照刑法第三百八十四条的规定以挪用公款罪追究刑事责任；数额在三百万元以上的，应当认定为刑法第三百八十四条第一款规定的“数额巨大”。具有下列情形之一的，应当认定为刑法第三百八十四条第一款规定的“情节严重”：

【訳文】公金を流用して個人の使用に供し、違法な活動を行った場合において、その金額が3万元以上であるときは、刑法第384条の規定により公金流用罪として刑事責任を追及しなければならない。金額が300万元以上であるときは、刑法第384条第1項に規定する「金額が巨大である」場合に当たると認定しなければならない。次に掲げる事情のいずれかがあるときは、刑法第384条第1項に規定する「情状が重い」場合に当たると認定しなければならない。

【原文】（一）挪用公款数额在一百万元以上的；

【訳文】（1）流用した公金の金額が100万元以上であるとき。

【原文】（二）挪用救灾、抢险、防汛、优抚、扶贫、移民、救济特定款物，数额在五十万元以上不满一百万元的；

【訳文】（2）災害救助、緊急救難、防災・洪水対策、優遇・弔慰、貧困扶助、移住又は救済の特定の金銭又は物品を流用し、その金額が50万元以上100万元未満であるとき。

【原文】（三）挪用公款不退还，数额在五十万元以上不满一百万元的；

【訳文】（3）流用した公金を返還せず、その金額が50万元以上100万元未満であるとき。

【原文】（四）其他严重的情节。

【訳文】（4）その他の重い情状

第六条

【原文】挪用公款归个人使用，进行营利活动或者超过三个月未还，数额在五万元以上的，应当认定为刑法第三百八十四条第一款规定的“数额较大”；数额在五百万元以上的，应当认定为刑法第三百八十四条第一款规定的“数额巨大”。具有下列情形之一的，应当认定为刑法第三百八十四条第一款规定的“情节严重”：

【訳文】公金を流用して個人の使用に供し、営利活動を行い、又は3か月を超えて返還しなかった場合において、その金額が5万元以上であるときは、刑法第384条第1項に規定する「金額が比較的大きい」場合に当たると認定しなければならない。金額が500万元以上であるときは、刑法第384条第1項に規定する「金額が巨大である」場合に当たると認定しなければならない。次に掲げる事情のいずれかがあるときは、刑法第384条第1項に規定する「情状が重い」場合に当たると認定しなければならない。

【原文】（一）挪用公款数额在二百万元以上的；

【訳文】（1）流用した公金の金額が200万元以上であるとき。

【原文】（二）挪用救灾、抢险、防汛、优抚、扶贫、移民、救济特定款物，数额在一百万元以上不满二百万元的；

【訳文】（2）災害救助、緊急救難、防災・洪水対策、優遇・弔慰、貧困扶助、移住又は救済の特定の金銭又は物品を流用し、その金額が100万元以上200万元未満であるとき。

【原文】（三）挪用公款不退还，数额在一百万元以上不满二百万元的；

【訳文】（3）流用した公金を返還せず、その金額が100万元以上200万元未満であるとき。

【原文】（四）其他严重的情节。

【訳文】（4）その他の重い情状

第七条

【原文】 为谋取不正当利益，向国家工作人员行贿，数额在三万元以上的，应当依照刑法第三百九十条的规定以行贿罪追究刑事责任。

【訳文】 不正な利益を図るため、国家公務人員【訳者注：原文は「国家工作人员」。公務員のほか国有企業等で公務に従事する者を含む（刑法第 93 条）】に賄賂を贈った場合において、その金額が 3 万元以上であるときは、刑法第 390 条の規定により贈賄罪として刑事責任を追及しなければならない。

【原文】 行贿数额在一万元以上不满三万元，具有下列情形之一的，应当依照刑法第三百九十条的规定以行贿罪追究刑事责任：

【訳文】 贈賄の金額が 1 万元以上 3 万元未満であり、かつ、次に掲げる事情のいずれかがあるときは、刑法第 390 条の規定により贈賄罪として刑事責任を追及しなければならない。

【原文】 （一）向三人以上行贿的；

【訳文】 （1）3 人以上に賄賂を贈ったとき。

【原文】 （二）将违法所得用于行贿的；

【訳文】 （2）違法所得を贈賄に用いたとき。

【原文】 （三）通过行贿谋取职务提拔、调整的；

【訳文】 （3）贈賄により職務の昇進又は異動を図ったとき。

【原文】 （四）向负有食品、药品、安全生产、环境保护等监督管理职责的国家工作人员行贿，实施非法活动的；

【訳文】 （4）食品、医薬品、安全生産、環境保護等の監督管理の職責を負う国家公務人員に賄賂を贈り、違法な活動を行ったとき。

【原文】（五）向司法工作人员行贿，影响司法公正的；

【訳文】（5）司法職員に賄賂を贈り、司法の公正に影響を及ぼしたとき。

【原文】（六）造成经济损失数额在五十万元以上不满一百万元的。

【訳文】（6）経済的損失の額が 50 万元以上 100 万元未満であるとき。

第八条

【原文】犯行贿罪，具有下列情形之一的，应当认定为刑法第三百九十条第一款规定的“情节严重”：

【訳文】贈賄罪を犯した場合において、次に掲げる事情のいずれかがあるときは、刑法第 390 条第 1 項に規定する「情状が重い」場合に当たると認定しなければならない。

【原文】（一）行贿数额在一百万元以上不满五百万元的；

【訳文】（1）贈賄の金額が 100 万元以上 500 万元未満であるとき。

【原文】（二）行贿数额在五十万元以上不满一百万元，并具有本解释第七条第二款第一项至第五项规定的情形之一的；

【訳文】（2）贈賄の金額が 50 万元以上 100 万元未満であり、かつ、この解釈第 7 条第 2 項第 1 号から第 5 号までに規定する事情のいずれかがあるとき。

【原文】（三）其他严重的情节。

【訳文】（3）その他の重い情状

【原文】为谋取不正当利益，向国家工作人员行贿，造成经济损失数额在一百万元以上不满五百万元的，应当认定为刑法第三百九十条第一款规定的“使国家利益遭受重大损失”。

【訳文】 不正な利益を図るため、国家公務人員に賄賂を贈り、経済的損失の額が 100 万元以上 500 万元未満であるときは、刑法第 390 条第 1 項に規定する「国家の利益に重大な損失を被らせた」場合に当たると認定しなければならない。

第九条

【原文】 犯行賄罪，具有下列情形之一的，应当认定为刑法第三百九十条第一款规定的“情节特别严重”：

【訳文】 贈賄罪を犯した場合において、次に掲げる事情のいずれかがあるときは、刑法第 390 条第 1 項に規定する「情状が特に重い」場合に当たると認定しなければならない。

【原文】 （一）行賄数额在五百万元以上的；

【訳文】 （1）贈賄の金額が 500 万元以上であるとき。

【原文】 （二）行賄数额在二百五十万元以上不满五百万元，并具有本解释第七条第二款第一项至第五项规定的情形之一的；

【訳文】 （2）贈賄の金額が 250 万元以上 500 万元未満であり、かつ、この解釈第 7 条第 2 項第 1 号から第 5 号までに規定する事情のいずれかがあるとき。

【原文】 （三）其他特别严重的情节。

【訳文】 （3）その他の特に重い情状

【原文】 为谋取不正当利益，向国家工作人员行贿，造成经济损失数额在五百万元以上的，应当认定为刑法第三百九十条第一款规定的“使国家利益遭受特别重大损失”。

【訳文】 不正な利益を図るため、国家公務人員に賄賂を贈り、経済的損失の額が 500 万元以上であるときは、刑法第 390 条第 1 項に規定する「国家の利益に特に重大な損失を被らせた」場合に当たると認定しなければならない。

第十条

【原文】刑法第三百八十八条之一规定的利用影响力受贿罪的定罪量刑适用标准，参照本解释关于受贿罪的规定执行。

【訳文】刑法第 388 条の 1 に規定する影響力利用収賄罪の罪の認定及び量刑の適用基準は、この解釈の収賄罪に関する規定に準じて運用する。

【原文】刑法第三百九十条之一规定的对影响力的人行贿罪的定罪量刑适用标准，参照本解释关于行贿罪的规定执行。

【訳文】刑法第 390 条の 1 に規定する影響力を有する者に対する贈賄罪の罪の認定及び量刑の適用基準は、この解釈の贈賄罪に関する規定に準じて運用する。

【原文】单位对影响力的人行贿数额在二十万元以上的，应当依照刑法第三百九十条之一的规定以影响力的人行贿罪追究刑事责任。

【訳文】法人その他の団体が影響力を有する者に賄賂を贈った場合において、その金額が 20 万元以上であるときは、刑法第 390 条の 1 の規定により影響力を有する者に対する贈賄罪として刑事責任を追及しなければならない。

第十一条

【原文】刑法第一百六十三条规定的非国家工作人员受贿罪、第二百七十一条规定的职务侵占罪中的“数额较大”“数额巨大”的数额起点，按照本解释关于受贿罪、贪污罪相对应的数额标准规定的二倍、五倍执行。

【訳文】刑法第 163 条に規定する非国家公務人員収賄罪及び第 271 条に規定する職務上横領罪における「金額が比較的大きい」及び「金額が巨大である」の金額の起算点は、この解釈の収賄罪及び汚職罪に関する相当する金額基準の 2 倍及び 5 倍として運用する。

【原文】刑法第二百七十二规定的挪用资金罪中的“数额较大”“数额巨大”以及“进行非法活动”情形的数额起点，按照本解释关于挪用公款罪“数额较大”“情节严重”以及“进行非法活动”的数额标准规定的二倍执行。

【訳文】 刑法第 272 条に規定する資金流用罪における「金額が比較的大きい」及び「金額が巨大である」並びに「違法な活動を行った」場合の金額の起算点は、この解釈の公金流用罪に関する「金額が比較的大きい」、「情状が重い」及び「違法な活動を行った」の金額基準の 2 倍として運用する。

【原文】 刑法第一百六十四条第一款规定的对非国家工作人员行贿罪中的“数额较大”“数额巨大”的数额起点，按照本解释第七条、第八条第一款关于行贿罪的数额标准规定的二倍执行。

【訳文】 刑法第 164 条第 1 項に規定する非国家公務員に対する贈賄罪における「金額が比較的大きい」及び「金額が巨大である」の金額の起算点は、この解釈第 7 条及び第 8 条第 1 項の贈賄罪に関する金額基準の 2 倍として運用する。

第十二条

【原文】 贿赂犯罪中的“财物”，包括货币、物品和财产性利益。财产性利益包括可以折算为货币的物质利益如房屋装修、债务免除等，以及需要支付货币的其他利益如会员服务、旅游等。后者的犯罪数额，以实际支付或者应当支付的数额计算。

【訳文】 賄賂犯罪における「財物」には、金銭、物品及び財産的利益を含む。財産的利益には、家屋の内装、債務の免除等の金銭に換算することができる物質的利益、及び会員サービス、旅行等の金銭の支払を要するその他の利益を含む。後者の犯罪の金額は、実際に支払った額又は支払うべき額により計算する。

第十三条

【原文】 具有下列情形之一的，应当认定为“为他人谋取利益”，构成犯罪的，应当依照刑法关于受贿犯罪的规定定罪处罚：

【訳文】 次に掲げる事情のいずれかがあるときは、「他人のために利益を図った」場合に当たると認定し、犯罪を構成するときは、刑法の収賄犯罪に関する規定により罪を確定し、処罰しなければならない。

【原文】 （一）实际或者承诺为他人谋取利益的；

【訳文】 （1）実際に、又は約束して、他人のために利益を図ったとき。

【原文】（二）明知他人有具体请托事项的；

【訳文】（2）他人に具体的な請託事項があることを知っていたとき。

【原文】（三）履职时未被请托，但事后基于该履职事由收受他人财物的。

【訳文】（3）職務の履行時には請託を受けていなかったが、事後にその職務の履行を理由として他人の財物を收受したとき。

【原文】国家工作人员索取、收受具有上下级关系的下属或者具有行政管理关系的被管理人员的财物价值三万元以上，可能影响职权行使的，视为承诺为他人谋取利益。

【訳文】国家公務人員が、上下関係にある部下又は行政管理関係にある被管理者の財物で価値3万元以上のものを要求し、又は收受し、職権の行使に影響を及ぼすおそれがあるときは、他人のために利益を図ることを約束したものとみなす。

第十四条

【原文】根据行贿犯罪的事实、情节，可能被判处三年有期徒刑以下刑罚的，可以认定为刑法第三百九十条第二款规定的“犯罪较轻”。

【訳文】贈賄犯罪の事実及び情状に照らし、3年以下の有期懲役の刑に処される可能性があるときは、刑法第390条第2項【訳者注：2023年の刑法改正（刑法修正案（十二））により、現行刑法では第390条第3項となっている。以下この条において同じ。】に規定する「犯罪が比較的軽い」場合に当たると認定することができる。

【原文】根据犯罪的事实、情节，已经或者可能被判处十年有期徒刑以上刑罚的，或者案件在本省、自治区、直辖市或者全国范围内有较大影响的，可以认定为刑法第三百九十条第二款规定的“重大案件”。

【訳文】犯罪の事実及び情状に照らし、既に10年以上の有期懲役の刑に処され、若しくは処される可能性があるとき、又は事件が当該省、自治区若しくは直轄市若しくは全国の範囲において比較的大きな影響を有するときは、刑法第390条第2項に規定する「重大な事件」に当たると認定することができる。

【原文】具有下列情形之一的，可以认定为刑法第三百九十条第二款规定的“对侦破重大案件起关键作用”：

【訳文】次に掲げる事情のいずれかがあるときは、刑法第 390 条第 2 項に規定する「重大な事件の捜査・摘発に決定的な役割を果たした」場合に当たると認定することができる。

【原文】（一）主动交待办案机关未掌握的重大案件线索的；

【訳文】（1）事件処理機関が把握していない重大な事件の手がかりを自ら進んで供述したとき。

【原文】（二）主动交待的犯罪线索不属于重大案件的线索，但该线索对于重大案件侦破有重要作用的；

【訳文】（2）自ら進んで供述した犯罪の手がかりが重大な事件の手がかりに当たらないが、当該手がかりが重大な事件の捜査・摘発に重要な役割を果たしたとき。

【原文】（三）主动交待行贿事实，对于重大案件的证据收集有重要作用的；

【訳文】（3）自ら進んで贈賄の事実を供述し、それが重大な事件の証拠の収集に重要な役割を果たしたとき。

【原文】（四）主动交待行贿事实，对于重大案件的追逃、追赃有重要作用的。

【訳文】（4）自ら進んで贈賄の事実を供述し、それが重大な事件の逃亡者の追跡又は不正所得の追及に重要な役割を果たしたとき。

第十五条

【原文】对多次受贿未经处理的，累计计算受贿数额。

【訳文】繰り返し収賄し、処理されていないときは、収賄の金額を累計して計算する。

【原文】国家工作人员利用职务上的便利为请托人谋取利益前后多次收受请托人财物，受请托之前收受的财物数额在一万元以上的，应当一并计入受贿数额。

【訳文】国家公務人員が職務上の便宜を利用して請託人のために利益を図る前後にわたり繰り返し請託人の財物を收受した場合において、請託を受ける前に收受した財物の金額が1万円以上であるときは、これを併せて収賄の金額に算入しなければならない。

第十六条

【原文】国家工作人员出于贪污、受贿的故意，非法占有公共财物、收受他人财物之后，将赃款赃物用于单位公务支出或者社会捐赠的，不影响贪污罪、受贿罪的认定，但量刑时可以酌情考虑。

【訳文】国家公務人員が汚職又は収賄の故意により、公共の財物を不法に占有し、又は他人の財物を收受した後に、不正に得た金銭又は物品を勤務先の法人その他の団体の公務の支出又は社会への寄附に用いたときは、汚職罪又は収賄罪の認定に影響しない。ただし、量刑に当たっては、事情を斟酌して考慮することができる。

【原文】特定关系人索取、收受他人财物，国家工作人员知道后未退还或者上交的，应当认定国家工作人员具有受贿故意。

【訳文】特定関係人【訳者注：国家公務人員と近親者、愛人その他共通の利益関係を有する者】が他人の財物を要求し、又は收受した場合において、国家公務人員がこれを知った後も返還せず、又は上納しなかったときは、国家公務人員に収賄の故意があると認定しなければならない。

第十七条

【原文】国家工作人员利用职务上的便利，收受他人财物，为他人谋取利益，同时构成受贿罪和刑法分则第三章第三节、第九章规定的渎职犯罪的，除刑法另有规定外，以受贿罪和渎职犯罪数罪并罚。

【訳文】国家公務人員が職務上の便宜を利用して、他人の財物を收受し、他人のために利益を図り、同時に収賄罪及び刑法分則第3章第3節又は第9章に規定する渎職犯罪を構成する

ときは、刑法に別段の定めがある場合を除き、収賄罪及び瀆職犯罪の併合罪として処罰する。

第十八条

【原文】贪污贿赂犯罪分子违法所得的一切财物，应当依照刑法第六十四条的规定予以追缴或者责令退赔，对被害人的合法财产应当及时返还。对尚未追缴到案或者尚未足额退赔的违法所得，应当继续追缴或者责令退赔。

【訳文】汚職・賄賂犯罪者の違法所得の一切の財物は、刑法第 64 条の規定により追徴し、又は返還・賠償を命じなければならず、被害者の合法的な財産は、速やかに返還しなければならない。まだ追徴されていない、又はまだ全額が返還・賠償されていない違法所得については、引き続き追徴し、又は返還・賠償を命じなければならない。

第十九条

【原文】对贪污罪、受贿罪判处三年以下有期徒刑或者拘役的，应当并处十万元以上五十万元以下的罚金；判处三年以上十年以下有期徒刑的，应当并处二十万元以上犯罪数额二倍以下的罚金或者没收财产；判处十年以上有期徒刑或者无期徒刑的，应当并处五十万元以上犯罪数额二倍以下的罚金或者没收财产。

【訳文】汚職罪又は収賄罪について 3 年以下の有期徒刑又は拘役に処するときは、10 万元以上 50 万元以下の罰金を併科しなければならない。3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処するときは、20 万元以上犯罪の金額の 2 倍以下の罰金又は没収財産を併科しなければならない。10 年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処するときは、50 万元以上犯罪の金額の 2 倍以下の罰金又は没収財産を併科しなければならない。

【原文】对刑法规定并处罚金的其他贪污贿赂犯罪，应当在十万元以上犯罪数额二倍以下判处有期徒刑。

【訳文】刑法が罰金の併科を規定するその他の汚職・賄賂犯罪については、10 万元以上犯罪の金額の 2 倍以下の罰金に処さなければならない。

第二十条

【原文】本解释自 2016 年 4 月 18 日起施行。最高人民法院、最高人民检察院此前发布的司法解释与本解释不一致的，以本解释为准。

【訳文】この解釈は、2016 年 4 月 18 日から施行する。最高人民法院及び最高人民検察院がこれまでに公布した司法解释がこの解釈と一致しないときは、この解釈による。

訳注：現行性について。本解釈は、2016 年 3 月 28 日に最高人民法院審判委員会第 1680 回会議で、2016 年 3 月 25 日に最高人民検察院第 12 期検察委員会第 50 回会議で採択され、2016 年 4 月 18 日に公布・施行された（法釈〔2016〕9 号）。2026 年 10 月 5 日現在、現行有効である（確認方法：中国の法令データベース「北大法宝」（pkulaw.com）で表題検索し、「现行有效 司法解释 法释〔2016〕9 号 2016.04.18 公布 2016.04.18 施行」と表示されることを確認（2026 年 10 月 5 日）。）。なお、同データベースには、本解釈を補う「最高人民法院、最高人民检察院关于办理贪污贿赂刑事案件适用法律若干问题的解释(二)」（法釈〔2026〕6 号、2026 年 4 月 10 日公布、2026 年 5 月 1 日施行、全 24 条）が現行有効として登録されている（本訳の対象外）。また、本解釈が引用する刑法の条文には、その後の刑法改正（2020 年の刑法修正案（十一）、2023 年の刑法修正案（十二））により改正されたものがある。